

名古屋学芸大学における公的研究費の不正使用に関する告発等手続き要項

(目的)

第1条 この要項は、名古屋学芸大学（以下本学という。）における公的研究費の運営・管理に関する規程（2015年1月22日施行、以下規程という。）第17条の規定に基づき、公的研究費の不正使用（以下不正使用という。）に関する告発、調査、調査内容の認定及び認定結果に基づく措置に関する手続きについて定めるものである。

第1章 告発等の受付

(告発等の受付体制)

第2条 告発又は相談への迅速な対応を行うため、受付窓口を置く。

- 2 最高管理責任者は、告発等の受付や調査・事実確認を担当する者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らわなければならない。
- 3 受付窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者へ報告しなければならない。
- 4 告発者は、告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、又は面談により、本学に直接行われるべきものとする。
- 5 告発については、原則として顕名により行われ、公的研究費の不正使用を行ったとする研究者・グループ、不正使用の態様等事案の内容が明示され、かつ不正使用を行ったとする合理的理由が示されているもののみを受付けるものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、本学は、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 7 最高管理責任者は、本学に告発があったが、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付するものとする。また、本学のほかに調査を行う研究機関等が想定される場合には、該当する機関に当該告発について通知するものとする。
- 8 受付窓口は、告発が郵便による場合など、受付窓口が受付けたか否かを告発者が知りえない方法による告発がなされた場合には、告発者に受付けたことを通知しなければならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

- 第3条 受付窓口は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 2 受付窓口は、相談内容が、不正使用が行われようとしている、または、不正使用を求められているという相談の場合には、最高管理責任者に報告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、前項の報告があったときは、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。
 - 4 取引業者等から本学に所属する研究者の公的研究費の不正使用の疑いが指摘された場合には、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
 - 5 本学が、公的研究費の不正使用の疑いがあるとインターネット上に掲載されていること（公的研究費の不正使用を行ったとする研究者・グループ、不正使用の態様等事案の内容が明示され、かつ不正使用と

する理由が示されている場合に限る。)を確認した場合には、最高管理責任者は、本学に匿名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

第2章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第4条 最高管理責任者は、告発を受け付ける場合には、告発内容や告発者(前条第1項及び第2項における相談者を含む。以下、第2項において同じ。)の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合には、当人の了解は不要とする。

(告発者の保護)

第5条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(被告発者の保護)

第6条 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、降格、減給のほか不利益な取り扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発)

第7条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を防止するため、第3条第2項の例によるほか告発者に調査の協力を求めるものとする。本要項における悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 最高管理責任者は、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発ができる。

第3章 事案の調査

(予備調査委員会の設置)

第8条 最高管理責任者は、受付窓口で告発等を受け付けた場合には、告発等の受付から調査に至る体制(以下予備調査委員会という。)を組織する。

2 前項に規定する予備調査委員会は、統括管理責任者のほか最高管理責任者が指名する者を以て組織する。

(予備調査の実施)

第9条 予備調査委員会は、本調査の実施の検討に当たり、告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行い、予備調査の結果を最高管理責任者へ報告する。

(本調査実施の決定)

第10条 最高管理責任者は、予備調査の結果を基に告発等を受け付けた日から起算して30日以内に本調査を実施するかどうかについて決定しなければならない。なお、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、告発者及び被告発者に本調査を実施することを決定した旨を通知するとともに本調査への協力を求める。

3 最高管理責任者は、予備調査の結果、調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合において、予備調査に係る資料等を保存し、公的機関や告発者の求めに応じ開示しなければならない。

(調査委員会の設置)

第 11 条 最高管理責任者は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本調査を実施すべきものと判断した場合には、調査を実施すると決定した日から起算して 30 日以内に規程第 14 条第 1 項に規定する調査委員会を設置し、本調査を開始する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、委員長に統括管理責任者を充てる。ただし、調査対象の事案に利害関係のある者は除くものとする。

一 統括管理責任者

二 被告発者が所属する部局のコンプライアンス推進責任者

三 本学に属さない弁護士又は公認会計士

四 その他最高管理責任者が必要と認める者

3 最高管理責任者は、調査委員会の設置に際し、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。なお、告発者及び被告発者は、この通知を受けた日から起算して 7 日以内に異議申立てをすることができる。

4 前項において、異議申立てがあった場合には、最高管理責任者は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

(本調査実施の通知)

第 12 条 調査委員会は、本調査を実施する場合には、告発者及び被告発者に対し、本調査を開始することを通知し、本調査への協力を求めるものとする。

(本調査の実施)

第 13 条 調査委員会は、本調査の方法（告発者及び被告発者に対する聴取又は弁明を含む。）について定める。

2 調査委員会は、証憑書類の確認又は取引業者への聞き取りなどにより、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行い、被告発者に対して弁明の聴取を行わなければならない。

3 告発者及び被告発者など関係者は、調査委員会の本調査に対し、誠実に協力するものとする。

4 最高管理責任者は、外部の機関において調査が実施される場合には、当該機関に協力を依頼するものとする。

(本調査の対象)

第 14 条 本調査の対象には、告発等に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により本調査に関連した被告発者のほかの研究活動を含めることができる。

(証拠の保全措置)

第 15 条 調査委員会は、調査に当たり、告発等に係る研究活動の経理関係書類に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。

2 調査委員会は、告発等に係る研究が行われた研究機関がほかの研究機関である場合には、当該研究機関に対して告発等に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるよう依頼するものとする。

3 調査委員会は、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないものとする。

(不正使用の疑惑に対する説明責任)

第 16 条 被告発者は、調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、研究費の使用が、配分機関が定める規程、使用規則及び関係法令並びに本学が定める規程及び使用規則に則っていることを、根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の被告発者の説明において、根拠を示せない場合には不正使用とみなす。ただし、証憑書類の定められた保存期間並びに被告発者が所属する、又は、告発等に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合はこの限りではない。

第 4 章 告発等に係る事案の認定

(認定の手続き)

第 17 条 調査委員会は、第 13 条第 2 項に規定する調査項目について、調査を開始した日から起算して 150 日以内に認定を行う。

2 前項に掲げる期間につき、150 日以内に認定を行うことができない合理的理由がある場合には、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出てその承認を得るものとする。

3 調査委員会は、前項の調査項目の認定において、不正使用が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第 1 項又は第 2 項に定める認定を終了したときは、直ちに認定の結果を最高管理責任者へ報告しなければならない。

(認定の方法)

第 18 条 調査委員会は、第 16 条第 1 項に規定する被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠により被告発者の故意性を総合的に判断して不正使用か否かの認定を行う。

2 調査委員会は、前項において、被告発者の自認を唯一の証拠として不正使用と認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって不正使用であるとの疑いが覆されないときは不正使用と認定するものとする。

(調査結果の通知)

第 19 条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。

2 前項において、被告発者がほかの機関に所属している場合には、当該所属機関に当該調査結果を通知する。

3 最高管理責任者は、調査委員会が当該告発は悪意に基づく告発と認定した場合、告発者の所属機関へ通知するものとする。

(不服申立て)

第20条 不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 前項の規定は、告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第17条第4項の規定を適用する。）に適用する。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、最高管理責任者が、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものであると判断した場合には、調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

4 調査委員会（前項のただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。なお、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、調査委員会は以後の不服申立てを受付けないことができる。

6 最高管理責任者は、被告発者から不正使用の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知するとともに当該研究費配分機関等へ報告しなければならない。不服申立ての却下及び再調査の開始の決定をした時も同様とする。

7 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあった場合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに当該研究費配分機関等へ報告しなければならない。不服申立ての却下又は再調査の開始の決定をした時も同様とする。

(再調査)

第21条 調査委員会は、被告発者又は悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てにより再調査を行うことを決定した場合には、不服申立て者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項の場合において、不服申立て者の協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。この場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、不服申立て者に当該決定を通知しなければならない。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、再調査開始から起算して50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。最高管理責任者は、これを受けて当該結果を不服申立て者及び不服申立て者が所属する機関に通知するとともに当該研究費配分機関等へ報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第22条 最高管理責任者は、不正使用が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 前項に規定する公表の内容は、不正使用に関与した者の氏名・所属・関与の程度、不正の内容、不正使用の額、調査機関が公表時までに行った措置の内容のほか最高管理責任者が必要と認めた事項とする。

3 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が、外部に漏洩していた場合には、調査結果を公表するものとする。

4 最高管理責任者は、悪意による告発が行われたと認定がなされた場合には、告発者の指名、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(研究費配分機関等への報告)

第23条 最高管理責任者による研究費配分機関等への報告は、第20条第6項、第7項、及び第21条第3項に定めるところによるほか、本調査の要否、本調査の実施する場合の調査の方針、調査対象、調査方法、及び調査結果、並びに本調査の中間報告については、規程第13条第3項、第4項、第18条第1項、第2項、第3項、第4項、及び第5項の定めるところによる。

第5章 処分及び措置

(処分)

第24条 不正使用が行われたと認定された被認定者は、規程第19条(懲戒)の規定により課せられる処分に従わなければならない。

2 告発が悪意に基づくものと認定され、告発者が本学に所属するものである場合には、前項の規定を適用する。

(不正使用が行われたと認定された場合に本学が従う措置)

第25条 本学は、公的資金の返還、間接経費措置額の削減等の当該配分機関又は文部科学省の指示に従わなければならない。

(不正使用は行われなかったと認定された場合の措置)

第26条 最高管理責任者は、不正使用は行われなかったと認定され、調査に際して、規程第15条の規定により研究費支出の停止の措置を講じていた場合には、これを解除しなければならない。

2 調査委員会は、調査証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該事案に不正使用が行われなかった旨を調査関係者に対して周知しなければならない。なお、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合には、調査関係者以外に対しても周知するものとする。

4 最高管理責任者は、不正使用は行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

附 則

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 本規程の施行に伴い「名古屋学芸大学及び名古屋学芸大学短期大学部における公的研究費の不正使用に関する告発等手続き要項」を廃止する。